居宅介護支援事業所さくらんぼ　名張
重要事項説明書

有限会社伊賀家政婦紹介所
名張市桔梗が丘 4-1-33

1. 事業者

法人名	有限会社伊賀家政婦紹介所
所在地	伊賀市高畑 747-1
代表者	代表取締役　松浦　光志
電　話	0595-21-1030

2. 事業の概要

1）名　称　　居宅介護支援事業所さくらんぼ名張

所在地　　名張市桔梗が丘 4-1-33

電　話　　固定電話　０５９５－４８－７７７５

携帯電話　０８０－４８０９－９６２９（時間外・土・日・祝）

2）管理者　　主任介護支援専門員　　福井　恵

3）事業の目的　　要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

4）運営方針

① 利用者が要介護者状態等になった場合において、可能な限り居宅において能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮する。

② 心身状況や環境等に応じ利用者の選択に基づき適切な保健医療福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供される居宅サービス等が不当に偏することのないよう公正中立に行う。

④ 利用者が末期の悪性腫瘍の患者であり在宅での生活を希望した場合等、当該利用者又はその家族の支援をするため、２４時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備する。

5）サービス提供　　対象地域　　名張市、伊賀市　　※その他の地域の方はご相談ください

営 業 日　　月曜日～金曜日　　土・日・祝日

夏季休暇　8 月 13 日～8 月 15 日

年末年始　１２月 29 日～１月３日　は休み

営業時間　　9：00　～　１７：00

※時間外は　080-4809-9629　まで連絡お願いいたします

3.　職員体制及び職種

管理者（主任介護支援専門員）1 名【常勤】（兼）職員及び業務の管理　等
介護支援専門員　　3 名【常勤】　居宅サービス計画の作成　等
サービス実施状況及び課題の把握

4.　提供するサービスの内容について

1　利用者の居宅サービス計画作成依頼受付
② 介護保険被保険者証の確認
③ 重要事項説明書による説明・同意
④ 契約の締結
⑤ 利用者の状態把握・課題分析
⑥ 居宅サービス事業者との調整（サービス担当者会議の開催）
⑦ 居宅サービス計画を利用者及び代理人へ説明
⑧ 利用者及び代理人の同意
⑨ サービス利用状況の管理・モニタリング
⑩ 居宅介護支援に関る諸記録の整備 （居宅介護支援の具体的取り扱い方針）

(1)事業所は、調査（課題把握）の方法として全社協・在宅版ケアプラン作成方法検討委員会を用います。
(2) 事業所は、要介護状態にある利用者が指定居宅サービスの適切な利用をすることが出来るよう、当該利用者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成すると共に、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスの提供が確保されるよう、連絡・調整、紹介の便宜の提供を行います。又利用者が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設との連絡・調整、紹介の便宜の提供を行います。

5.　利用料金については別紙参照

介護保険給付対象外サービス
以下の金額は、介護保険給付サービスの対象外として、利用料金の全額が利用者の負担となります。

交通費	実施区域	無料
コピー代	記録等のコピー代　1 枚につき	10 円／枚

6.　介護支援専門員の変更

変更をご希望の場合は、下記責任者もしくは管理者までご連絡ください。

有限会社伊賀家政婦紹介所　　代表取締役　　松浦　光志
電　話　　０５９５－２１－１０３０
居宅介護支援事業所さくらんぼ名張　　管理者　　福井　恵
電　話　　０８０－４８０９－９６２９

7.　サービス内容等の相談・苦情

1　当事業につきまして、不審、苦情、相談等ございましたら下記担当者までご連絡ください。

苦情受付担当者　　福井　恵
０８０－４８０９－９６２９

⑵　下記機関におきましても相談・苦情の窓口が設けられています。

伊賀市役所　介護高齢福祉課		伊賀市四十九町 3184	0595-26-3939
名張市役所　介護・高齢支援室		名張市鴻之台１番町１	0595-63-7599
三重県国民健康保険団体連合会	保険介護福祉課	津市桜橋２丁目 96	059-222-4165

※　受付時間　午前８時３０分　～　午後５時１５分　　伊賀市役所　及び　名張市役所
※　受付時間　午前９時００分　～　午後５時００分　　三重県国民健康保険団体連合会
※　土・日・祝・年末年始（１２月２９日～１月３日）は休みです。

8.　秘密保持

当事業所の職員は、業務上知り得たご契約者様、又はそのご家族の秘密保持を厳守します。また、職員であった者が、業務上知り得たご契約者様、又はそのご家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

9.　個人情報の保護

サービス担当者会議において、ご契約者様の個人情報を用いる場合は、ご契約者様の同意を、ご契約者様のご家族の個人情報を用いる場合は、ご家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

ご契約者様の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

個人情報の取り扱いに関するご契約者様からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

10. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)　虐待防止に関わる担当者を選定しています。
　　担当者　　主任介護支援専門員　福井　恵

(2)　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(3)　虐待防止のための指針の整備をしています。

(4)　従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
　　サービス提供中に、当事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11.　事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12　損害賠償責任について（超ビジネス保険　加入）

サービス提供にともなって事業者の責めに帰するべき事由により、ご契約者様が損害を被った場合、事業者はご契約者様に対して損害を賠償するものとします。

ご契約者様の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、ご契約者様及び代理人は連帯して事業者に対してその損害を賠償するものとします。

但し、事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

1　ご契約者様が本契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

2　ご契約者様がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

3　ご契約者様の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

4　ご契約者様が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

13.　居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

1　介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた場合は、いつでも身分証を掲示します。

2　利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

3　居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

4　利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

5　病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

6　事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から 5 年間保存します。

7　事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為やハラスメントを禁止します。

8　事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害ならびに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画の策定、委員会・研修の実施、訓練（シュミレーション）が実施できるよう努めます。

9　事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底していきます。

また、防止のための指針を整備し、研修及び訓練を定期的に実施できるよう努めます。

(10) 地域包括支援センターとの連携を図り、地域包括支援センターから支援が困難な利用者を紹介された場合においても、積極的に受け入れ、指定居宅介護支援を提供します。

(11) 介護支援専門員の試験に合格し実務研修を受けて実際のケアマネ業務につくことができます。実習生を受け入れにあたり、皆さまをご担当するケアマネジャーが実習生を連れて訪問させていただく場合があります。その際には事前に必ずご利用者・ご家族様に説明させていただきます。

居宅介護支援事業について、本書面に基づき重要事項を説明し交付しました。

令和　　年　　月　　日

【 事 業 者 】

所 在 地　　伊賀市高畑 747-1

法 人 名　　有限会社伊賀家政婦紹介所

事業所番号　　2471301636

事業所名称　　居宅介護支援事業所さくらんぼ名張

管 理 者　　福井　恵

説 明 者

私は、居宅介護支援事業について事業所職員から重要事項の説明を受け内容を確認しました。

【 利 用 者 】

住　　所

氏　　名

【 代 理 人 】

住　　所

氏　　名

続　　柄
（本人からみて）

（指定居宅介護支援事業契約用）

個人情報の使用にかかる同意書

以下に定める条件のとおり、私 ＿＿＿＿＿＿＿＿ および代理人 ＿＿＿＿＿＿＿＿ は「居宅介護支援事業所さくらんぼ名張」が、私および代理人、家族の個人情報を契約書第 12 条第 2 項、第 3 項および下記の利用目的に必要最低限の範囲で使用、提供、または収集することに同意します。

1　利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2　利用目的

1　介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
2　利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
3　医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
4　利用者が、医療サービスの利用を希望している場合、および主治医等の意見を求める必要のある場合
5　利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
6　サービス担当者会議開催のため
7　上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3　使用条件

1　個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
2　個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和　　年　　月　　日

本　人（利用者）　住　所

氏　名

代理人（又は家族）　住　所

氏　名

続　柄